

統合病院の経営形態に関する 基本的な考え方について

■統合病院の経営形態に関する基本的な考え方(案)

- 開院準備時点においては、両町で社会保険病院を取得するなど、共同して準備を進めることが望ましいため、まず一部事務組合の設置を図る。

〈両町が共同して社会保険病院を買い取ることが望ましい理由〉

- ①医療法に基づく病院開院手続きが煩瑣になることを避ける必要があるため。
- ②関係法令に基づく設置・管理手続きが煩瑣になることを避ける必要があるため。
- ③地域医療再生基金の使途の公平性を確保する必要があるため。

- 開院時における経営形態の検討にあたり、本地域が採用可能な経営形態案を「類型化」するとともに、検討する上での指標となる「視点・留意点」を設定することにより、的確な検討を進める。

⇒「経営形態の類型（案）」については、別紙のとおり

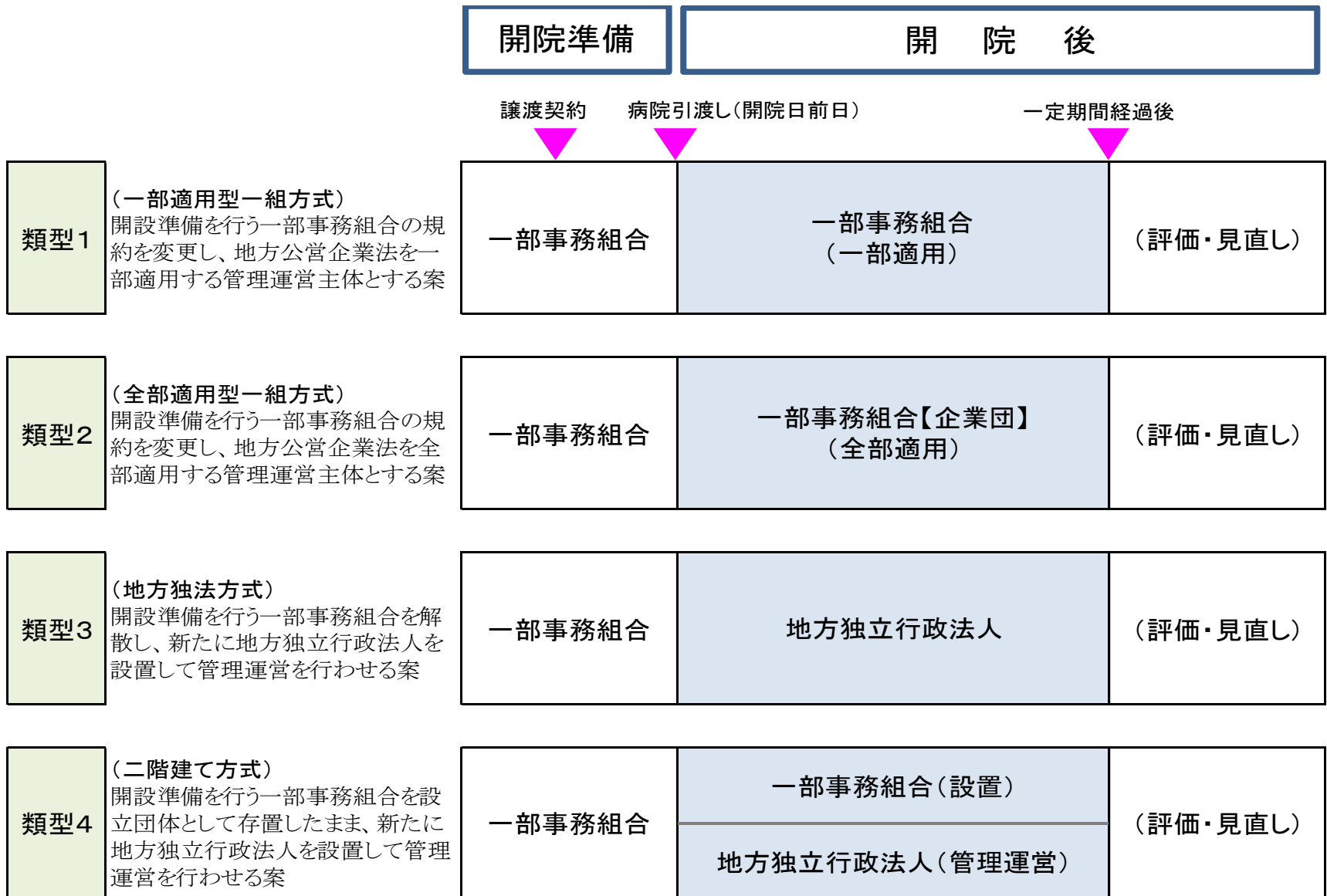
⇒「検討にあたっての視点・留意点（案）」については、別紙のとおり

- 開院後一定期間を経過した時点を目途として、経営形態の評価及び見直しを行うこととし、中長期的な視点に立って、さらに適切な経営形態を目指す。

⇒ 基本協定書第7条第1項

甲（市川三郷町）及び乙（富士川町）は、第4条の開院から一定期間を経過した時点を目途として、経営形態の評価及び見直しに係る協議を行うこととする。

■ 経営形態の類型(案)



■検討にあたっての視点・留意点(案)

○現時点で想定される視点・留意点

①経営効率

経営責任の明確化を図りつつ、経営の自由度・裁量度を確保することにより、質の高い医療の提供と経営改善の推進を両立させ、経営効率を高めていく必要がある。

②設置母体による統治(ガバナンス)

公立病院として必要な政策医療を提供するとともに、設置者として、公営企業を推進するための目標設定や企業活動の監視を円滑に行っていく必要がある。

③職員の身分

原則として、職員の雇用関係を承継することとしていることから、両病院に勤務する職員の意向を踏まえるとともに、利用者である住民の意見を尊重していく必要がある。

④移行準備期間

平成26年4月に統合病院に移行することとしていることから、開院までの準備期間が過度に窮屈にならないよう留意していく必要がある。

⑤可変性

開院後の病院経営の状況を踏まえ、経営形態を修正・変更することが可能となるよう留意していく必要がある。

■参考：公立病院改革ガイドライン（H19年総務省） 抜粋

2 改革プランの内容

(4) 経営形態の見直し

②経営形態の見直しに係る選択肢と留意事項

経営形態の見直しに関し、考えられる選択肢並びにその利点及び課題などの留意事項は次のとおりであるが、このうち地方公営企業法の全部適用については、現在財務規定等のみを適用している団体にとって比較的取り組み易い側面がある半面、逆に経営形態の見直しを契機とした民間的経営手法の導入が不徹底に終わりがちであるとの指摘がある点について、特に留意すべきである。

なお、次のいずれの形態によるとしても、経営形態の見直しが所期の効果を上げるためには、人事・予算等に係る実質的な権限が新たな経営責任者に付与され、経営責任者において自律的な意思決定が行われる一方で、その結果に関する評価及び責任は経営責任者に帰することとするなど、経営に関する権限と責任が明確に一体化する運用が担保される必要がある。

○地方公営企業法の全部適用

地方公営企業法の全部適用は、同法第2条第3項の規定により、病院事業に対し、財務規定等のみならず、同法の規定の全部を適用するものである。これにより、事業管理者に対し、人事・予算等に係る権限が付与され、より自律的な経営が可能となることが期待されるものであるが、経営の自由度拡大の範囲は地方独立行政法人化の場合に比べて限定的であり、民間的経営手法の導入という所期の目的が十分に達せられるためには、制度運用上、事業管理者の実質的な権限と責任の明確化に特に意を払う必要がある。このため、同法の全部適用によって所期の効果が達成されない場合には、地方独立行政法人化など、更なる経営形態の見直しに向け直ちに取り組むことが適当である。

○地方独立行政法人化（非公務員型）

非公務員型の地方独立行政法人化は、地方独立行政法人法の規定に基づき、地方独立行政法人を設立し、経営を譲渡するものである。地方公共団体と別の法人格を有する経営主体に経営が委ねられることにより、地方公共団体が直営で事業を実施する場合に比べ、例えば予算・財務・契約、職員定数・人事などの面でより自律的・弾力的な経営が可能となり、権限と責任の明確化に資することが期待される。ただし、この場合、設立団体からの職員派遣は段階的に縮減を図る等、実質的な自律性の確保に配慮することが適当である。

また、現在一部事務組合方式により設置されている病院で、構成団体間の意見集約と事業体としての意思決定の迅速・的確性の確保に課題を有している場合には、地方独立行政法人方式への移行について積極的に検討すべきである。